

問 新リサイクルセンター建設の方向性は
答 名義を整理し、契約を締結して進める



横田孝穂 議員

【新リサイクルセンター建設とごみ処理】

問 8月からの稼働を目指したセンター実現への経過と方向性は。

答 清掃センターの敷地は89名の共有名義で、昭和58年に12名の実質地権者と賃貸借契約をして使用してきたが、広域連合が土地名義人全員の同意が必要と判断したため、建設を延期し、裁判手続きにより名義整理を進める。

問 89名の法定相続人は何名。
答 587名である。また、登記名義人89名のうち3名は相続済みである。89分の1の

持分を白馬山麓環境施設組合が所有する。

問 地権者12名に集約した経過・それを担保するものは。

答 登記簿上の所有者は89名になっているが、未相続になっている土地もあり、当時の地区役員の連署による贈与(贈進※)証書と念書に12名の所有を確約する記載があり、これを根拠として昭和58年に12名と契約締結した。

※当時の書類には贈進証書と記載されている

問 昭和58年7月1日に契約が締結されたが、同年10月5日の念書しか存在していない。契約締結の見解は。

答 地域の約束として、昭和48年に贈与証書が締結されており、それをひとつの根拠として、当時契約をしたと認識している。

問 年間借地料596万円。

その半額は迷惑料で毎年支払われているが、どのような迷惑なのか。

答 周辺地域への大気汚染物質の影響、悪臭、騒音等や資産価値の低下が挙げられる。

問 清掃センター正面に面するオリニック道路も使用料金に含まれているのではないか。

答 現状では借地の中に含まれており、土地名義の集約ができ次第、所有権移転登記に向けた手続きをする。

問 報道によれば、建設時期めど立たず、登記名義人の承諾が難航とあるが。

答 現在建設を進めるための手続きをしている。村側の意図が伝わらない報道をされた点については深くお詫言する。

問 新ごみ焼却施設稼働に合わせた村のごみ集積や分別・ごみ出しルール変更など、問題点や注意点は。

答 新たに作られる事業系ごみ専用袋を含め、広域連合がごみ袋を製作する。販売は7月の予定。新施設の工事は延

期となるが、現在の焼却施設の活用により利用者への影響が最小限になるよう努め、地区要望も踏まえて対応する。

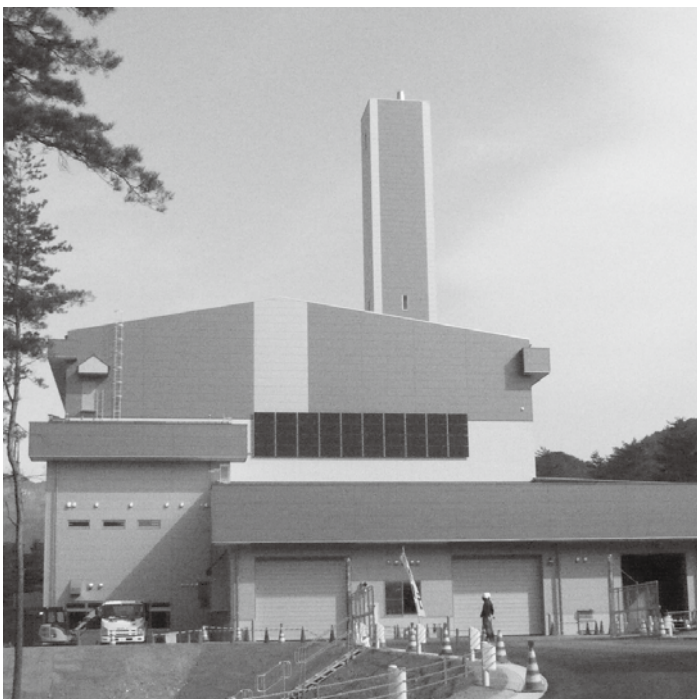
問 国調の中部地区
終了で総合的
判断とは

答 調査結果を税に反映するのが望ましい

【国土籍調査】

問 経過並びに実施状況と見通しは。

答 昭和63年度より佐野地区・神城1区から事業を開始し、135.23k㎡が調査対象面積である。現在の方針としては平田地20.06k㎡の調査完了に取組んでおり、平成29年度は八方地区南部・北城21区の調査に着手し127.7k㎡となった。進捗状況は63.7%で、未だ事業完了の時期が見通せない状況である。



8月稼働予定の新ごみ処理施設。大町市源汲地区の「エコパーク」